

## 個人情報保護法の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」の 一部改正等について

### I. 改正の目的

本会では、認定個人情報保護団体として「個人情報の保護に関する指針」を制定しており、正会員は、「金融商品取引法」、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」及び本会「個人情報の保護に関する指針」等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、情報管理体制の構築が求められている。

今般、改正個人情報保護法等並びに個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン<sup>1</sup>及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されることを受け、本会「個人情報の保護に関する指針」の一部改正等を行うものである。

1 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（匿名加工情報編）をいう。

### II. 主な改正の内容

1. 本会「個人情報の保護に関する指針」（現行）は、各条項の「規定」の下に「解説」及び「参照条文」を置く構成となっているが、今回の改正では、「個人情報の保護に関する指針」の構成を「規定」のみとし、新たに制定する「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説について」において、同指針の「規定」とそれに対応する「解説・参照条文」を対比する構成として、改正等を行うものである。

2. 「個人情報の保護に関する指針」及び「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説について」の主要な改正条項等は以下のとおりである。

#### (1) 目的

個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、当該法令等を遵守し、個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、正会員が講ずべき具体的措置等を定めることを目的とする。

（第 1 条及び解説）

#### (2) 定義

個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、個人識別符号、要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報及び匿名加工情報を新たに定義する。

（第 2 条及び解説）

#### (3) 機微（センシティブ）情報の取扱い

機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者へ提供する場合の取扱い、

及び第三者提供時にオプトアウトの規定を適用しない旨を明確化する。

(第 6 条第 3 項、同 4 項、第 13 条第 2 項及び解説)

(4) 外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者に個人データを提供する場合、原則としてあらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない旨を明確化する。

(第 13 条の 2 及び解説)

(5) 第三者提供に係る記録の作成等

正会員が第三者に個人データを提供した場合、原則として個人データを提供した年月日及び第三者の氏名又は名称等、当該第三者提供に係る記録を作成しなければならない旨を明確化する。

(第 13 条の 3、第 13 条の 5 及び解説)

(6) 第三者提供を受ける際の確認等

第三者から個人データの提供を受ける場合、原則として第三者の氏名又は名称及び住所並びに取得の経緯等の確認を行い、記録を作成しなければならない旨を明確化する。

(第 13 条の 4、第 13 条の 5 及び解説)

(7) 個人情報等の漏えい事案等への対応

正会員は、個人情報の漏えい事案等又は匿名加工情報の加工方法等の情報の漏えい事案等が発生した場合、当局及び本会に直ちに報告することとする。

(第 22 条)

(8) その他

その他、個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

### III. 実施日

改正個人情報保護法等及び各ガイドライン等の全面施行日である平成 29 年 5 月 30 日から施行する。